

## 遠別町空き家・空き室バンク利用登録の流れ

(「空き家・空き室」の購入・賃借を希望する方)

- 利用登録条件 遠別町に定住等を目的に空き家・空き室の購入・賃借を希望する方
- 登録期間 登録日から6ヶ月
- 提出する書類 ・遠別町空き家・空き室バンク利用希望者登録申込書(様式第7号)

1	空き家・空き室バンク 利用希望登録の申込	①遠別町ホームページから、次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入してください。 ・遠別町空き家・空き室バンク利用希望登録申込書(様式第7号) ②①の申込書類は、住民課生活広報係に直接お持ちいただくか、または郵送してください。
---	-------------------------	--



2	審査・登録決定	①申込書類の審査の結果、登録を認められた場合 ・遠別町空き家・空き室バンク利用希望者登録完了通知書(様式第8号)を通知します。 ②審査の結果、登録が適当でないと判断された場合 住民課生活広報係からその旨連絡をいたします。
---	---------	---



3	空き家・空き室 情報閲覧方法 方法① (インターネットが 利用できる場合)	①利用希望者登録時に希望物件の登録番号を連絡していただければ、メール、郵送、FAX等で詳細情報をお送りします。 ②ご希望に沿う物件がない場合は、随時、ホームページ内で情報更新していきますので、ご覧ください。
---	---	--

<b>3</b>	<b>空き家・空き室 情報閲覧方法 方法② (インターネットが利 用できない場合)</b>	<p>①住民課生活広報係へ直接お越しく下さい、物件情報を閲覧することができます。</p> <p>②利用希望者登録時に希望物件の登録番号を連絡していただければ、郵送、FAX等で詳細情報をお送りします。</p>
----------	---	---



<b>4</b>	<b>所有者（管理者）の 情報提供、交渉</b>	<p>①利用登録者が所有者（管理者）に直接連絡して、お互いに現地確認等の調整をしていただきます。</p> <p>②所有者（管理者）の氏名、連絡先等は、ご本人の承諾を得た後に利用登録者へお教えします。</p> <p>③情報提供後の交渉、契約等は、当事者間で行ってください。</p> <p>④交渉が終了後、その結果（契約の成否）をご報告ください。</p> <p>⑤契約が成立した場合は、次の書類を提出してください。</p> <p>・遠別町空き家・空き室バンク利用登録取消し申込書（様式第10号）</p>
----------	------------------------------	---

#### ■登録内容の変更

利用登録の登録内容に変更があった場合は、**遠別町空き家・空き室バンク利用登録変更申込書（様式第9号）**を住民課生活広報係に提出してください。

#### ■登録物件の取消し

利用登録を取消したい場合は、**遠別町空き家・空き室バンク利用登録取消し申込書（様式第10号）**を住民課生活広報係に提出してください。

#### ■利用登録の更新

登録期間は、登録日から6ヶ月です。

登録期間を経過したときは、利用登録を取消し、**遠別町空き家・空き室バンク利用登録取消し通知書（様式第11号）**を通知します。

登録の更新を希望する場合は、改めて**遠別町空き家・空き室バンク利用希望者登録申込書（様式第7号）**に必要事項を記入し、住民課生活広報係に提出してください。

#### ■その他

ご不明な点やご相談がありましたら下記あてにご連絡ください。

※遠別町ホームページから、申込書書式のダウンロードができない方は、遠別町住民課生活広報係まで直接来ていただくか、ご連絡いただければFAXまたは郵送いたします。

お問い合わせ先

〒098-3543 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地

遠別町役場住民課生活広報係 電話：01632-7-2113 FAX：01632-7-3695

E-mail：[seikatsu.kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp](mailto:seikatsu.kouhou@town.embetsu.hokkaido.jp)